



## Between Emancipation and Trauma?: Insights from the Experience of “the German Wehrmacht’s Female Auxiliary” in Alsace

Kae ISHII

(Doshisha University)

It was long believed that no female soldiers existed within the German Wehrmacht during the Nazi era. However, since the late 1980s, this understanding has been called into question. The focus at this time turned to the German Wehrmacht's female auxiliary. Leaving their family homes, these women undertook various military duties, including communications and air defense, in locations close to the front lines. Their experiences were summarized as “between emancipation and trauma” – expanding women's traditional spheres of activity while simultaneously subordinating them to the military and exposing them to the dangers of combat and reprisals. This paper re-examines the concept of the “female soldier” within this “between emancipation and trauma” framework, analyzing testimonies and ego documents (memoirs) from female auxiliaries in the Alsace region, which was annexed by Nazi Germany.

# 解放とトラウマの間？ —アルザス地方の「ドイツ国防軍女子補助員」の経験から

石井 香江  
(同志社大学)

## はじめに

ドイツの『国家学事典』によると、「兵士」とは軍事組織で軍務に従事するすべての人の総称であり、将校、下士官、兵隊に分類される<sup>1</sup>。「兵士」とは原則的に戦闘員であり、医療・衛生、郵便・通信、法務など直接的な戦闘以外の業務に従事している人々は、戦時国際法上は保護されるべき非戦闘員と見なされている。こうした見方からすると、ナチ期のドイツ国防軍には看護婦や通信補助員をはじめとする非戦闘員の女性こそ存在したが、「女性兵士」は存在しなかったことになる。しかし、とりわけ1980年代後半以降、この認識に疑念が呈されている<sup>2</sup>。その際に注目されたのが「ドイツ国防軍女子補助員」(Wehrmachthelferin 以下、「軍補助員」)である。軍補助員とは、ドイツ国防軍の各部隊が雇用する軍籍を持たない民間従業者で、補助的な位置づけではあったが軍事刑法典が適用された<sup>3</sup>。非常時にドイツ国防軍の兵士を代替した女性たちも、この軍補助員に分類された。

先行研究では、実家を離れ、前線に近い場所で、通信や防空をはじめ様々な軍務に就いた軍補助員の経験は、女性の活動範囲を広げつつも、軍隊に従属させられて、危険に晒されたことを意味する「解放とトラウマの間の往還」<sup>4</sup>として総括されている。本稿では、先行研究の中で注目されてきたドイツ本国ではなく、ドイツに併合された地域であるアルザス地方の軍補助員の経験に注目し、彼女たちの経験が語られるようになった経緯を振り返る。そして、その中でも比較的まとまった証言とエゴ・ドキュメントを遺した二人の女性の経験とその特徴について分析し、従来の見方を再考したい。

## 1. ナチス・ドイツによる女性の戦時動員

まずは軍補助員が登場する前史としてヨーロッパの女性の戦時動員の経緯について概観すると、

- 
- 1 S. Neitzel: Soldat, I. Geschichtswissenschaftlich, Version 08.06.2022, 09:10 Uhr, in: Staatslexikon<sup>8</sup> online, URL: <https://www.herder.de/staatslexikon/artikel/Soldat/> (abgerufen: 05.08.2025)
  - 2 Koonz, Claudia, *Mothers in the Fatherland: Women, the Family and Nazi Politics*, London: Routledge, 1986. (邦訳『父の国の母たち——女を軸にナチズムを読む』翻訳工房「とも」訳・姫岡とし子監訳、時事通信社、1990年) ; Kompisch, Kathrin, *Täterinnen: Frauen im Nationalsozialismus*, Köln: Böhlau, 2008. この点について注目する日本の研究には、桑原ヒサ子『ナチス機関誌「女性展望」を読む——女性表象、日常生活、戦時動員』青弓社、2020年が挙げられる。
  - 3 Gersdorff, Ursula von, *Frauen im Kriegsdienst 1914-1945*, Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt, 1969, S. 60.
  - 4 Maubach, Franka, Satjukow, Silke, *Zwischen Emanzipation und Trauma: Soldatinnen im Zweiten Weltkrieg (Deutschland, Sowjetunion, USA) ; ein Vergleich*, in: *Historische Zeitschrift*, Vol. 288, 2, 2009, S. 347-384.



フランス・ロシア・ドイツ・オーストリアの女性は、第一次世界大戦を境に大々的に社会の様々な領域に動員されることになった。軍需産業においてだけでなく、野戦病院や軍の病院に数十万人の女性が投入され、イギリスでは空軍に入隊する女性も存在した<sup>5</sup>。第二次世界大戦中になると軍務に就く女性の数とその任務の幅は拡大し、その数は数百万人に達した。多くの場合こうした女性たちは——女性が戦闘員でもあったソ連を除けば——「補助的」任務に携わる非戦闘員として認識されており、「武器を手にする女性兵士は想定外」であった<sup>6</sup>。

ここでドイツに目を向けると、ナチス政権は1935年5月21日に兵役法（Wehrgesetz）を施行している。その総則の第1条では、兵役が「ドイツ民族に対する名誉ある義務」として位置付けられ、「すべてのドイツ人男性は兵役義務を負う」と規定された。これに続いて、「戦時には、兵役義務を超えて、すべてのドイツ人男性およびすべてのドイツ人女性は祖国への奉仕義務を負う」とされている。にもかかわらず、第二次世界大戦が勃発して最初の二年間は志願者が多く、軍補助員の半数は自発的な志願だったという。それは電撃戦の勝利に促されただけでなく、プロパガンダにより美化された戦争像の影響に加え、青少年組織における軍事社会化とも無縁ではない。1932年6月7日に「ヒトラーユーゲント」（1926年に設立されたナチ党の青少年組織が母体）の傘下組織として「ドイツ女子同盟」（Bund Deutscher Mädel）が設立され、1936年12月に成立したヒトラーユーゲント法により、10～21歳の若年女性はドイツ女子同盟への参加が義務付けられた。1938年には25歳未満の未婚女性に対して奉仕義務年（Pflichtjahr）が導入され、家事労働、軍人援護、農作物の収穫作業、防空・通信業務のいずれかの分野で一年間の労働奉仕が義務付けられた<sup>7</sup>。かくして、終戦までに数百万の女性がドイツ赤十字社の看護婦として、そして召集された男性たちに代わる労働力として農業や軍需産業を、そしてドイツ人家庭を支えただけでなかった。軍補助員の研究をまとめたフランカ・マウバッハによれば、「彼女たちは、ほぼすべての戦場において、戦争の最前線で活躍していた」<sup>8</sup>。

1940年になると一時的に負傷者の数に比して赤十字職員が過剰になり、数千人の女性がドイツ国防軍（陸軍・海軍・空軍の総体）へと派遣された。ドイツ国防軍は、約50万人の女性を通信兵・高射砲手・無線技師・事務員として養成し、東ヨーロッパ・ロシア・フランスなどナチスが征服した地域にドイツ軍とともに派遣した。これらの女性の仕事の内容は、平時には「女性的」とされた看護・育児・家事、事務や電話交換から「男性的」とされた業務まで極めて多様で、「ゲシュタポ」（秘密国家警察）や「親衛隊」（ナチスによる支配を支える治安維持組織）で働く女性も確認され

5 特にイギリスとフランスについては、Fell, Alison S., *Warrior Women: The Cultural Politics of Armed Women, c. 1850-1945*, Cambridge: Cambridge University Press, 2023. ドイツについての初期の研究は、Gersdorff, op. cit. を参照。その後、Daniel, Ute, *Arbeiterfrauen in der Kriegsgesellschaft. Beruf, Familie und Politik im Ersten Weltkrieg*, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1989. 他の研究が蓄積されている。

6 Hagemann, Karen, "Die vergessenen Soldatinnen," *Zeit Online*, [www.zeit.de/kultur/2015-05/wehrmacht-frauen-geschichtsschreibung-hagemann](http://www.zeit.de/kultur/2015-05/wehrmacht-frauen-geschichtsschreibung-hagemann) vom 17.5.2015 (abgerufen: 09.08.2025). Idem, *Revisiting Prussia's Wars Against Napoleon: History, Culture, and Memory*, Cambridge: Cambridge University Press, 2015. も参照のこと。

7 Miller-Kipp, Gisela, »Der Führer braucht mich«. *Der Bund Deutscher Mädel (BDM). Lebenserinnerungen und Erinnerungsdiskurs*, München: Juventa Verlag, 2007.

8 Maubach, Franka, "Siegen helfen," *Zeit Online*, <https://www.zeit.de/zeit-geschichte/2011/02/Frauen-im-Ostfeldzug> vom 24.5.2011 (abgerufen: 09.08.2025).

9 Mühlenberg, Jutta, *Das SS-Helferinnenkorps. Ausbildung, Einsatz und Entnazifizierung der weiblichen Angehörigen der Waffen-SS 1942-1949*, Hamburg: Hamburger Edition, 2010.

ている<sup>9</sup>。女性はヒムラーが掲げた「ドイツ民族の強化」のために不可欠と考えられていた業務に駆り出され、ポーランド西部の併合領土や、総督府およびウクライナの一部でポーランド人所有者が追放された後、その土地に入植したドイツ系家族を支援・監視するだけでなく、現地住民の中からゲルマン化が可能な人々を選別したり、彼らが政権の期待に沿った行動をしているかを監視した。また、占領地で「ドイツ化政策」を進める拠点であった幼稚園や学校の設立にも関わっている<sup>10</sup>。ゲシュタポでは行政部門で働いていただけではなく、ユダヤ人女性の身体や荷物の検査も担当し<sup>11</sup>、親衛隊では強制収容所の看守を務めた<sup>12</sup>。しかし1942年以降、「戦争がもたらす幻滅」から女性志願者の数は減少することとなり、奉仕義務が強制化されたとされている<sup>13</sup>。

1941年の秋以降、東部戦線で失われた多数の兵士の補充のためにドイツ人男性が召集され、これを補充する労働力として東部占領地域の民間人も徴用された。彼・彼女らは「東方労働者」(Ostarbeiter)と呼ばれ、その内多数の女性が農地や軍需工場での肉体労働、ドイツ人家庭で家事労働を強制された<sup>14</sup>。ウェンディ・ロウアーも軍補助員に加え、看護師、教師、秘書の他にも、ゲシュタポ、親衛隊、国防軍の高官の妻にも注目して明らかにしているが、国内外の様々な社会階層・人種の既婚・未婚女性の有償・無償・強制労働なくしてナチス体制は機能しえなかったといえる<sup>15</sup>。銃後はともかく前線での女性の活動は、「母性」や「家庭性」を重視したナチスのイデオロギーとは矛盾する現実であった<sup>16</sup>。

しかし1942～1943年には、スターリングラードでの軍事的な危機的状況だけでなく、ナチス・ドイツの国内戦線が連合国の爆撃を受け、直接的な戦場となった。このため軍補助員の需要が増え、全体の6割に相当する約30万人の女性が、国内で防空に携わった。そして1944年末には、防空補助員や通信補助員などの戦闘命令を伝達する軍補助員たちが、戦闘員としての地位を認められた<sup>17</sup>。戦況の逆転で、軍補助員が占領地で民間人から報復を受け、連合軍が接近する中、敵の手に落ちる危険が迫っていたからだ。戦闘部隊に所属していれば、戦時国際法上の捕虜として保護されるであろうことも期待されていた。しかも1945年2月1日には、国防軍女子補助員部隊(Wehrmachthelferinnenkorps)が創設された。この部隊が実際に活動することはなかったが、約50万人にのぼる軍補助員を集結させ、軍隊内部での地位を統一させるという目的を持っていた<sup>18</sup>。

10 Harvey, Elizabeth, *Women and the Nazi East: Agents and Witnesses of Germanization*, New Haven: Yale University Press, 2003.

11 Schubert-Lehnhardt, Viola und Korch, Sylvia (Hg.), *Frauen als Täterinnen und Mittäterinnen im Nationalsozialismus. Gestaltungsspielräume und Handlungsmöglichkeiten*, Druckerei der Martin-Luther-Universität Halle-Wittenberg, 2006, S. 133-146.

12 Mühlberg 2010.

13 Maubach 2011.

14 Harvey, Elizabeth, Last resort or key resource? Women workers from the Nazi-occupied Soviet territories, the Reich labour administration and the German war effort, *Transactions of the Royal Historical Society*, 26, 2016, pp. 149-173.

15 Lower, Wendy, *Hitler's furies: German women in the Nazi killing fields*, Boston, Mass.: Houghton Mifflin Harcourt, 2013. (邦訳『ヒトラーの娘たち——ホロコーストに加担したドイツ女性』石川ミカ訳、明石書店、2016年。)

16 Schmatzler, Uta Cornelia, *Verstrickung, Mitverantwortung und Täterschaft im Nationalsozialismus: Eine Untersuchung zum Verhältnis von weiblichem Alltag und faschistischem Staat*, Kiel: l&f Verlag, 1994, S. 24-42.

17 Gersdorff 1969, Dok. 218, S. 441f.

18 Seidler, Franz W., *Frauen zu den Waffen? Marketenderinnen, Helferinnen, Soldatinnen*, Bonn: Bernard & Graefe, 1998, S. 90.



## 2. 「ドイツ国防軍女子補助員」の実像にアプローチする方法

第二次世界大戦終結後、東西ドイツとその周辺国で、戦時中の経験を語らず、長く沈黙を守った集団は複数存在するが、軍補助員もその集団の一つである。このため、戦後、彼女たちは非戦闘員として、もっぱら戦争の犠牲者と見なされ、その実像は一般的に知られていなかった。しかし1980年代半ば以降、ドイツ人女性の「加害」（意識的な加害性に加え、共犯性や受益性も含めて）の側面、「加害」と被害の重層性、さらには女性の「行動の余地」（Handlungsräume）<sup>19</sup>に関心が向けられるようになる。そこで、女性たちの戦時の活動内容の幅の広さ、可能な行動の範囲、その背景にある女性の出身地域、社会階層、学歴、職業、配偶者の有無などの多様性と、その女性たちをナチスの「民族共同体」に包摂・排除する条件、過程、結果に焦点が当てられ、ナチ期の女性に関連する社会政策の研究も進んだ<sup>20</sup>。

女性が軍補助員に志願した動機や背景、日々の生活の中で浮かび上がる感情は、公的な資料から正確に読み取することは難しく、作家スヴェトラナ・アレクシエーヴィチ<sup>21</sup>が行ったように聞き取りから引き出される証言に加え、日記・家族への手紙・回想録というエゴ・ドキュメントの活用により一定程度明らかにされてきた。まずはドイツ本国出身の軍補助員に対する聞き取りにもとづく研究が発表され<sup>22</sup>、これを踏まえてフランカ・マウバッハとジルケ・サチュコフは、第二次世界大戦におけるドイツ・アメリカ・ソ連の「女性兵士」<sup>23</sup>の経験を「解放とトラウマの間の往還」と総括している。これは、実家を離れ、前線に近い場所で様々な軍務に就いた女子補助員の経験は、それまで家庭や地域に限定された女性の活動範囲を大きく広げはしたものの、戦時には戦闘によって、そして敗戦間近の時期には占領地の民間人や連合国によって報復される危険と隣り合わせであり、戦況によってこの両極の間を揺れ動いていたことを示す概念である。女性たちの活動の場が戦場に近づけば近づくほど、戦時中の経験を「解放」として回想することが難しかったという<sup>24</sup>。

こうした研究動向と並行して、ナチス・ドイツに併合されたアルザス＝モゼル地方の市民や南チロル地方などのドイツ系市民、その中でも女性たちの動員・徴用の実態については、2000年以降に研究が始まっている<sup>25</sup>。歴史的にドイツとの関係が複雑な地域において、戦時中の経験を語る障壁はより高かったといえるが、戦後、ヨーロッパ統合の動きによるドイツとの関係の変化をはじめ新たな条件が証言を促したと思われる事例もある。新しく与えられた枠組みの中で、証言の内容が

19 Heinsohn, Kirsten u. a. (Hg.), *Zwischen Karriere und Verfolgung. Handlungsräume von Frauen im nationalsozialistischen Deutschland*, Frankfurt am Main: Campus Verlag, 1997.

20 Kramer, Nicole, *Volksgenossinnen an der Heimatfront. Mobilisierung, Verhalten, Erinnerung*, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 2011.

21 スヴェトラナ・アレクシエーヴィチ『戦争は女の顔をしていない』三浦みどり訳、岩波書店、2016年。

22 Killius, Rosemarie, *Frauen für die Front. Gespräche mit Wehrmachtshelferinnen*, Leipzig: Militzke, 2003.; Maubach, Franka, *Die Stellung halten. Kriegserfahrungen und Lebensgeschichten von Wehrmachtshelferinnen*, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 2009.; Kramer 2011.

23 ドイツ国防軍女子補助員、米国陸軍女性部隊員、ソ連赤軍女性兵士を総称している。

24 Maubach, Satjukow 2009, 384.

25 Barbier, Nina, *Malgré-elles: les Alsaciennes et Mosellanes incorporées de force dans la machine de guerre nazie*, Strasbourg: Nuée Bleue, 2000.; Anstett, Marlène, *Gommées de l'histoire: des Françaises incorporées de force dans le Service du travail féminin du IIIe Reich*, Strasbourg: Éditions du Signe, 2015.

慎重に選択されたという可能性も排除はできないが、ドイツ本国の軍補助員とは異なる角度からなされた証言もあり、戦時動員の実態をより深く理解する上で興味深い。管見の限り、先行研究の中でまだ十分に活用されていないのがエゴ・ドキュメントである。例えば、アルザス地方出身で同じくドイツ国防軍の通信補助員であったリゼット・バルデンシュベルガーの同時代と戦後の証言<sup>26</sup>、同じくアルザス出身のデニス＝レンツ・ヴェーゲルがドイツ国防軍に徴用された経験について絵と文章でまとめた回想録<sup>27</sup>が自費出版されている。ただし、戦時期の経験についての証言や回想録は、本人の記憶の誤りがありうるだけでなく、状況に左右されて自己検閲がされうるし、故郷の家族に送られる手紙にさえ、検閲を意識して真実が書かれないということもありうる<sup>28</sup>。他方で、多くの場合、他者に読まれることを前提として書かれてはいない一般の人々の日記の中には、当事者が実際に見たこと、感じたこと、考えたことが生々しく記録されていることが少なくはない。例えば、南チロル出身で同じく国防軍の通信補助員であったヒルデ・ケラーは、ドイツの占領地での日常生活を日記に記録（1942年10月20日～1944年8月8日）している。この日記の中には、若年女性の視点で軍補助員の日常生活（戦友である軍補助員の女性たちとの関係や占領地の庶民の生活）が記録され、海外に赴任し、新しいことを経験したいという、戦時期らしくはないものの、志願をする年齢にあたる若者らしい願望も記されている<sup>29</sup>。

エゴ・ドキュメントや後年なされた証言を注意深く解読するためには、当事者を取り巻く過去と現在の状況を把握する必要があり、舞台となる地域の歴史も当然無視することはできない。

### 3. アルザス地方における強制召集・徴用の歴史と戦後

ここで、アルザス地方の人々が強制召集・徴用された歴史的背景を概観しておこう。舞台となるアルザス地方は、ライン川とヴォージュ山脈の間にあるフランスとドイツの間にある境界地域である。この地域はその地理的条件から、長いことフランスとドイツの係争の地であり、両国による「国民化」の対象となり、地域の住民は幾度も両国間で帰属変更を迫られている<sup>30</sup>。第二次世界大戦期の「国民化」について、渡辺和行は両国の戦時期の国旗を使い「三色旗と鉤十字による同質化」<sup>31</sup>と表現し、この地域に特有の問題を凝縮した存在として中本真生子が注目したのが「マルグレ＝ヌー」(Malgré-nous)である。これはフランス語で「心ならずも」や「私たちの意思に背いて」を意味し、ドイツに強制召集された男性兵士を指す、第一次世界大戦後に生まれた言葉である。中本は彼らの経験が現在どのように語られているか、「国民的記憶」という観点で分析している<sup>32</sup>。

26 Barbier 2020. フランス北東部の都市シルメックにあるアルザス＝モゼル記念館ドキュメンテーション・センターには、リゼット・バルデンシュベルガーをはじめとする元軍補助員たちの資料が寄贈・保存されている。

27 Lentz-Waegell, Denise., *Mémoires d'exil*, Pulversheim, 1993.

28 長谷川貴彦編著『エゴ・ドキュメントの歴史学』岩波書店、2020年。

29 Kerer, Hilde, *Ich war ein Blitzmädel. Frauenkameradschaft im Krieg*, aufgezeichnet von Thomas Hanifle, Bozen: Edition Raetia, 2014.

30 渡辺和行「アルザスとエルザス——ナシオンとフォルクのはざままで」『香川法学』16(3・4)、1997年、329-376頁。：中本真生子『アルザスと国民国家』晃洋書房、2008年。

31 渡辺前掲書、22頁。

32 中本前掲書、159-183頁。



中本が言及するマルグレ＝ヌーの女性版「マルグレ＝エル」の研究もその後、国内外で進展している<sup>33</sup>。

1940年にナチス・ドイツはアルザスとその北西部のモゼルを事実上併合し、ゲルマン化とナチ化を急速に進めたが、これに対しヴィシー政権は公に抗議することはなかった<sup>34</sup>。1941年には17歳から25歳までの男女約7万人（女性は内約1万5千人）が準軍事組織である国家労働奉仕団（RAD）に強制的に組み込まれ、1942年8月末から男性はドイツ国防軍に強制召集された。占領地域の住民を自国と敵対する戦闘への参加に強制することはハーグ条約に違反することであったし、敵国であるドイツの軍服を着てフランスの国民を攻撃することに対する拒否感などから徴兵忌避者や軍隊から脱走・逃亡する兵士も出現するが、1943年からはその家族が財産没収や強制移動によって共同責任を問われることになった<sup>35</sup>。女性もRADで6か月間、農場労働者や家事使用人として労働奉仕をした後、戦争補助奉仕団に移り、軍需工場での肉體労働やドイツ国防軍における軍務に携わった。

戦後、1953年1月にボルドーで始まった軍事裁判<sup>36</sup>で、男性はドイツ国防軍への入隊が志願だったのか強制だったのかが問われたのに対し、女性については長いこと議論の対象にさえならなかった<sup>37</sup>。女性は戦闘部隊の主力ではなかったという認識が根強く存在していたこともその背景にある。軍需工場で働き、砲撃を受けて亡くなった軍補助員たちも、機関銃の攻撃で命を落とした、高射砲を操作した軍補助員たちも、戦闘員とは見なされなかった。戦後、マルグレ＝ヌーの中でも徴兵忌避者やドイツ国防軍からの脱走・逃亡兵、ソ連にあったタンボフの捕虜収容所に抑留された元兵士たちをどう位置付けるべきか、彼らの名誉回復や補償問題に取り組んだ退役軍人組織の中でも意見は分かれていた。

1945年5月から1946年3月の間に、92,500人のマルグレ＝ヌーがフランスに帰国した。彼らの置かれた状況は複雑なので、全国規模の退役軍人協会がその利害を代表するのではなく、彼らが独自の協会を設立することになった。「脱走兵・逃亡兵・強制召集兵協会」（Association des Déserteurs, Evadés et Incorporés de Force, 以下 ADEIF）の県支部がアルザス地方のオ＝ラン県とバ＝ラン県に設立され、強制徴兵された兵士たちをフランス政府が認め、他のフランス退役軍人と同じ権利が与え

33 注16参照。英米圏での代表的な研究として、次の二つを挙げる。Vlossak, Elizabeth, *Marianne or Germania? Nationalizing Women in Alsace, 1870-1946*, Oxford: Oxford University Press, 2010.; Thatcher, Nicole, *The Malgré-nous: Conflicting Memories of a Second War Drama*, *Australian Journal of French Studies*, Vol.47・3, 2010, pp. 277-289.; Vlossak, Elizabeth, 'Traitors, heroes, martyrs, victims: Veterans of Nazi "forced conscription" in Alsace and Moselle,' *Rewriting German History: New Perspectives on Modern Germany*, ed. Nikolaus Wachsmann and Jan Rüger, London: Palgrave, 2015, pp.100-118.

34 Anstett 2015, 10.

35 Thatcher 2010, 146.

36 1944年6月にリムーザン地方のオラドゥール＝シュル＝グラスというフランスの村で642人の民間人を虐殺した第2武装親衛隊（SS）装甲師団ダス・ライヒのメンバーに対する軍事裁判である。この裁判で告発された元武装親衛隊員の内14人はアルザス地方の出身者であり、内1人は志願兵、残りの13人はマルグレ＝ヌーであった（これに対して、事件に関わったドイツ人の大半は召喚できなかった）。彼らは裁判所から強制労働と懲役刑を言い渡されたが、ADEIFはこの決定に抗議するためにデモを組織した。この動きが過激化し、アルザスの自治主義の台頭につながることを恐れた当時のフランス大統領ジュール＝ヴァンサン・オリオールは、マルグレ＝ヌーに恩赦を与えることになった。Farmer, Sarah, *Martyred Village: Commemorating the 1944 Massacre at Oradour-sur-Glane*, Berkeley: University of California Press, 1999, pp. 135-170.; 中本前掲書、174頁。; Vlossak 2015, 102.

37 Barbier 2000.; Anstett 2015.

られるように働きかけた。1947年、抑留されていたマルグレ＝ヌーは、ドイツの捕虜収容所に収容されていたフランス人捕虜と同等の手当を受け取り、1年後には退役軍人証明書を申請する資格を得た。これにより、退役軍人として戦闘員の十字章の着用、棺にフランスの国旗を掛けること、国家年金を含む給付金の支給が保証されることとなった。しかし、徴兵忌避をしたり、ドイツ国防軍から脱走・逃亡したアルザスとモゼルの男性たちは補償から締め出された。1951年には、彼らに少額の年金と特別な記章を着用する権利が与えられ、彼らの被った経済的・精神的・身体的な損失は認められた<sup>38</sup>ものの、戦闘員とは区別されていた。アルザスとモゼルの退役軍人を戦後社会に再統合することを目的とする組織にとって、彼らが戦後のフランス社会に受け入れられるイメージを提示することが重要な課題となった。1950年代初頭までに出現した、レジスタンスがフランスを解放した、フランスが一致団結してナチス・ドイツに立ち向かったという「レジスタンス神話」<sup>39</sup>が、これらの退役軍人組織が意思決定する際に依拠する枠組みとして大きな役割を果たしていた。エリザベス・ヴィロサクは、一般的に兵士の脱走は反逆行為であるだけでなく、「男らしい」抵抗とは程遠い「利己的な臆病さや道徳的な弱さ」と見なされていたが、マルグレ＝ヌーの場合は敵国の軍隊からの脱走であり、ADEIFはこれを抵抗に等しい「無私の愛国心と男らしさの究極の行為」として読み替え、社会からの理解を求めたと解釈している<sup>40</sup>。

これは、戦闘員であるか非戦闘員であるかを線引きする上で、「男らしさ」という要素も無縁ではなかったことを意味している。タンボフ収容所にドイツ兵として抑留されたマルグレ＝ヌーの多くは、飢えと過酷な重労働による重度の疲弊で亡くなるか、生き延びたとしても、強制収容所の生存者のように暴力で支配された拳句、やせ細り、抵抗する力も奪われ、「男らしさ」がはぎ取られた脆弱な存在であった。ADEIFは彼らを「生存者」(rescapés)と呼んでいたが、実はこれは非戦闘員を指して使われる言葉でもあった<sup>41</sup>。

このように、「戦闘員」であったことが戦後のフランス社会で認められる要素として、ドイツへの「抵抗」、これと不可分の「男らしさ」があらためて付加されることによって、アルザスとモゼルの人々、特に女性にとって、証言することの障壁は高いものとなったことがうかがえる。

#### 4. 破られる女性たちの沈黙

1960年、フランス共和国とドイツ連邦共和国との間で締結された、強制移送者およびレジスタンス運動参加者に対する補償を定める協定の中で、マルグレ＝ヌーは補償対象として含まれていなかった。そこでマルグレ＝ヌーは、1962年3月31日にベルギーとルクセンブルクの強制召集兵たちと「ナチズムの被害者・強制召集者の国際連盟」を設立した。その後、1981年に当時のフランス大統領ヴァレリー・ジスカール・デスタンと西ドイツ首相ヘルムート・シュミットが、アルザスとモゼルの元強制召集兵を支援することでフランスと西ドイツの協力関係を促進することを目的と

38 Vlossak 2015, 104.

39 渡辺和行「現代フランス社会と戦争の記憶」『香川法学』17(2)、1997年、1-33頁。；中本前掲書、170頁。

40 Vlossak 2015, 107.

41 Vlossak 2015, 108-109.



してフランス・ドイツ友好財団（FEFA）が設立された。この動きを根拠とした国際協定にもとづいてドイツがFEFAに提供した資金が、マルグレ＝ヌーに対する補償に充てられることになったのに対し、非戦闘員とされたマルグレ＝エルは補償の対象外であった<sup>42</sup>。この「独仏和解」の動きが元強制召集兵が沈黙する背景にあったという見方もあるが<sup>43</sup>、1980年代から1990年代に、マルグレ＝ヌーの証言が特にインターネット上でなされるようになり、一部のマルグレ＝エルも発言をはじめていたことは特筆すべきである。その他大勢のマルグレ＝エルの沈黙については、1980年代末まで続いたといえる<sup>44</sup>。

FEFAによる補償が進展する過程で、リゼットら当事者の発言をメディアが取り上げただけでなく、作家で映画監督のニナ・バルビエは、マルグレ＝エルの足跡を追い、聞き取り調査を行うことになった。ナチス・ドイツの国旗の前に制服を着て立っている母親の古い写真をバルビエが偶然見つけ、これに疑問を抱いたのが調査のきっかけである。この聞き取り調査は2000年に著書としてまとめられた<sup>45</sup>。この調査から、女性たちがRADの宿舎にたどり着くまでの経緯、制服を着用し、行進し、ナチスの旗を掲揚して敬礼することにはじまり、ドイツ人の農場や家庭で労働し、家庭科と市民教育、歴史の授業を通して政治的教化を受けながら、寝食を共にするRADでの生活、こうした準軍事訓練を受けた後に派遣される軍需工場や国防軍での日常と仕事の様子、ドイツ人と混同されて報復の対象ともなる終戦間近と戦後の混乱した状況をうかがい知ることができる。2009年にはこの著書をベースにしたドキュメンタリー映像『奪われた青春』をバルビエ自身が制作した。2012年に彼女が脚本を書いたテレビドラマ『マルグレ＝エル』がフランス3チャンネルで放映されると、高視聴率のアメリカのテレビドラマ『メンタリスト』に次ぐ視聴率（14.9%）を獲得したが<sup>46</sup>、事実関係にバルビエ自身から異議が唱えられるなど大きな社会的反響を呼んだ<sup>47</sup>。その後、1990年代以降に現れた当事者の証言、回想録や当時の日記などのエゴ・ドキュメントに加え、これを補完する歴史資料も用いた研究が行われた<sup>48</sup>。

また、次に紹介するマルグレ＝エルの一人リゼット・バルデンシュペルガーが1993年に退役軍人証明書を取得することに成功したこと、ここに至る彼女自身と他のマルグレ＝エルたちの活動が、幅広い世代の関心を引き起こし、理解を深めるきっかけともなったといえる。

### 1) リゼット・バルデンシュペルガーの経験

1980年代から1990年代にメディアに登場するようになったのがリゼット・バルデンシュペルガー（1925-2011）である。リゼットはアルザス地方の都市コルマール（オ＝ラン県）生まれで、標準

42 Thatcher, Nicole, "Memoires d'exil d'une incorporee de force," *French Literature and Culture*, 54, 2017, 147.

43 中本前掲書、170頁。

44 Thatcher 2017, 148.

45 Barbier 2000.

46 Audiences du mardi 9 Octobre: le "Mentalist" frappe fort! - News Séries - AlloCiné, [https://www.allocine.fr/article/fichearticle\\_gen\\_article=18617514.html](https://www.allocine.fr/article/fichearticle_gen_article=18617514.html), 10.10.2012. accessed 15.08.2025.

47 Rochette, Hélène, «Malgré-elles, du drame au mélodrame», <https://www.telerama.fr/television/malgre-elles-malmene-l-histoire,87749.php>, 9.10.2012. accessed 01.09.2025.

48 Anstett 2015.

ドイツ語を話し、1943年にアビトゥーア（高校の卒業資格）に合格していたので、RADでの準軍事訓練の後、軍需工場ではなく戦争補助奉仕団（KAD）に配属された<sup>49</sup>。RADでは1日20ペニヒの給料も支給された。当時の切手の値段は12ペニヒ、葉書は8ペニヒだったので、給料の水準は高くはなかったが、「強制労働を強いられた人々」と違い、無給ではなかったことを本人も強調している。ナチ期に軍補助員であるということは、「東方労働者」とは異なり「民族共同体」の一員であったことを意味する。併合されたアルザスと違い、RADではフランス語を話す自由もあった。

RADは、ドイツで強制労働を強いられた人々が経験したのとはまったく異なる、準軍事訓練プログラムだったことを強調しておかなければなりません。RADでは、アルザスよりも自由でした。ドイツ語を話せないフォルバック（訳注：現在のモゼル県に位置していた）出身の仲間と、フランス語を話すことができたのですから<sup>50</sup>。

KADではミュンヘンで3か月間、モールス信号を使って無線電信を操作する実地訓練を受け、試験を終えると、通信補助員として敵機の位置を把握し、警報を発する役割を担ったが、戦後、この事実が認められることはなかった。リゼットは次のように回想している。

私は無線電信オペレーターだったので銃は持っていなかったけれど、私たちの任務は極めて重要で、不可欠なものでした。他の女性たちは、私よりも軽い任務でしたが、武装していました。この男性の言葉（訳注：「あなたは銃を持っていなかったから兵士ではなかった！」と、1946年に元男性兵士に言われたことを指す）は、戦後の女性に対する一般的な態度を象徴しています。女性が男性と同じように軍隊に組み込まれ、戦闘に参加していた事実を、私たちは受け入れようとしなかった。それだけです！ド＝ゴールの政府も、共産党も、誰も女性の問題に関心を持っていませんでした。私は「ドイツ軍に強制召集された」ことが認定されるように、あらゆる機関に申請しましたが、すべて却下されました。そして1993年になってようやく退役軍人証明書を取得することができたのです。女性たちは（訳注：男性の強制召集兵と同様の）権利を得るようになるまで、50年間も待たなければならなかったのです<sup>51</sup>。

「ド＝ゴールの政府も、共産党も、誰も女性の問題に関心を持っていませんでした」という言葉の中に、戦後、政治的立場を問わずマルグレ＝エルを支える者がいなかった孤立無援の状況が浮かび上がり、内地のフランス人に対するリゼットの強い怒りが読み取れる。

リゼットは18歳の時に、仕事の最中に爆撃を受け、命からがら疎開するという経験をしている。ドイツ空軍に所属しているのに空軍の制服は与えられず、ノルマンディー上陸作戦に関する決定的情報を受信したのに「補助員」と呼ばれるなど、過小評価されることに憤りを隠せなかった。しかも、女性の通信補助員は制服の徽章に由来する「稲妻娘」と呼ばれ、軍補助員は兵士と性的関係を持っていることを暗示する「将校のマットレス」と中傷され、性的存在として軽んじられていた<sup>52</sup>。

49 Barbier 2000, 36.

50 Barbier 2000, 154-155.

51 Barbier 2000, 239-240.

52 Killius 2003. ; 桑原 2020 年。



市民的な性規範（リスペクタビリティ）に照らして、男性と職場を同じくする女性に対する偏見は根強かったのだ。リゼットはしかし、自分が行っていることに無批判であったわけではなく、「良心の呵責」も感じていたようだ。

私は当時、ドイツ国防軍の一員として祖国に敵対しているのだと自分に言い聞かせ、ひどく落ち込んでいました。7ヶ月間、私は本当に良心の呵責にさいなまれました。後になって、私は考えました。「もしドイツの都市への爆撃の際に警報が鳴っていれば、人々はシェルターに避難する時間があり、この場合、おそらく三千人の死者を減らすことができたでしょう。しかし、高射砲でも警報が鳴っていました。五千機の航空機のうち2機が撃墜されたら、それが最大です。航空機は最大で8人乗れますが、ほとんどの場合、搭乗しているのは2人だけです」。私は死ぬ人たちの国籍ではなく、人間そのものを見るべきだと自分に言い聞かせます。そしてその時、私は、少なくとも人命を救っているのだと自分に言い聞かせ、しぶしぶではありますが、良心の呵責を抑え、自分の仕事をすることに決めました<sup>53</sup>。

フランス人かドイツ人かという「国籍ではなく、人間そのものを見るべき」というリゼットの信念は、彼女に心を許すドイツ人の友人の存在も無関係ではなかったと思われる。

ある日、ドイツ人の友人が、ドイツが戦争に負けてヒトラーが消え去ることを望んでいると打ち明けてくれました。1940年のフランスの敗戦、敗戦の屈辱、そして多くの捕虜を見た私は、血に飢えた独裁者が消え去るように祖国の敗北を願わなければならないのは悲しいことだと自分に言い聞かせました<sup>54</sup>。

リゼットの証言からは、戦時中に敵機の位置を把握し、警報を発する仕事が独仏両国に死者を生みうる仕事でもあるという強い葛藤の中にいたこと、しかしその警報によって人々を避難させることも可能であると自分に言い聞かせながら仕事をしていたことが伺われる。また彼女はマルグレーヌと同様に危険な環境で「労働奉仕」を行い、葛藤を抱えながらも全力を尽くしていたのだから、それが戦後、男性とは対照的に認知されないのは不公平だと考えていた。

## 2) デニス＝レンツ・ヴェーゲルの経験

デニス＝レンツ・ヴェーゲル（1926-2009）が1990年に執筆を開始した回想録は、孫と家族に捧げられただけでなく、アルザスとモゼルの住民が経験した強制召集という悲劇について知らない「内地のフランス人」に向けて書かれている<sup>55</sup>。断片的な証言ではなく、「労働奉仕」を強いられた全期間について叙述している点がリゼットの証言とは異なる。

レンツは18歳で家族から、育った村から引き離され、敵国にある南バイエルンのRADに送られる。彼女はこの宿舎で6ヶ月間、準軍事訓練を受け、その後7ヶ月間、KHDのあるミュンヘン東部の空軍施設に配属された。そこで彼女は「敵機を検知」「戦闘機、観測機、爆撃機を識別」する

53 Barbier 2000, 156.

54 Barbier 2000, 240.

55 ニコル・サッチャーがこの回想録の内容について紹介している (Thatcher, 2017)。

ための講義を受けたが、その後、4キロ離れた場所に送られた。新天地の生活条件は極めて過酷で、冬の寒さが厳しく、レンツはよく眠れなかった。仕事は、ヘッドフォンと望遠鏡を身につけて監視することで、夜には2時間交代でサボタージュが起きないように警備していた。この施設が爆撃に見舞われ、レンツは「自分の神経のバランスが崩れているのを感じ、激しい腹痛もあった」と記している<sup>56</sup>。そこで精神と身体の不調を訴え、内勤を勧める医者診断書で厨房に配置転換された。しかし、以前と同じ場所にある厨房は安全ではなく、その後、イーザル溪谷に配属され、戦闘機を製造していたメッサーシュミット社の工場で組み立て作業に従事し、終戦を迎えたのだった。

レンツの回想録の軸となるのは、不安で不快な「労働奉仕」とは対照的に穏やかで愛に包まれた家族と故郷への強い思いと、この思いをより強くする現状に対するささやかな「反抗」である。彼女の最初の反抗は、最寄り駅に到着した時間が遅かったのでRADの宿舎に直行せず、自分の判断で村の宿に宿泊したことだった。早速この行動に対し、女性の指導者から敵対的な態度を示される。レンツはその後、RADの集団生活の中で制服の着用、行進やナチス式の敬礼が義務付けられるなど軍事規律とナチスの思想が叩き込まれるが、彼女は感情を押し殺し、表情を偽り、沈黙を貫く。彼女はこの行為を、「私に与えられた義務に対する非暴力的な反抗 (ma révolte non-violente)」と表現している<sup>57</sup>。「非暴力的な反抗」という表現には危険を伴う「レジスタンス」が意識されていたのかもしれない。事実、軍補助員が軍需工場で大量の弾薬を不良品とともに廃棄するサボタージュ<sup>58</sup>が行われることもあったようだが、危険を冒す行為をいつでも、誰もができたわけではない。

## まとめ

本稿では、ナチ期のドイツ国防軍に女性の兵士は存在しなかったという認識に疑念を突きつけた軍補助員、特にドイツに併合されたアルザス地方の軍補助員の経験に注目した。ドイツ本国の軍補助員の経験は、「解放とトラウマの間の往還」の枠組みで理解されてきたが、本稿で取り上げたアルザス地方の二人の女性たちの経験においては、女性としての活動範囲の広がりや軍隊への従属・危険の二つの極の間を、女性たちが戦況に応じて移動していたのではなかったように読める。そのいずれの極の背後にも、敵国のために労働奉仕を「強制」されるゆえに抱える「葛藤」が影を落とし、「解放」とは具体的に何を指すのかも不明瞭であった。トラウマ的経験も戦時期に限定されたものではなく、敵国の「兵士」としての彼女たちの経験が内地のフランス人や同胞からさえ顧慮されなかった戦後も長く続いたといえる。アルザス地方の軍補助員の経験を理解するには、解放とトラウマの二分法を超えた、より複雑な枠組みを必要とするだろう。さらに、記憶研究 (メモリー・スタディーズ) からの批判的検討も今後の課題として残されている。

56 Lentz-Waegell 1993, 60.

57 Lentz-Waegell 1993, 149-150, 152-153.

58 Barbier 2000, 134.